

アクセス制限に関する請求権の考え方について(森田教授ヒアリングメモ)

平成30年8月10日

論点1

- イギリス等と同様に、アクセスプロバイダ自らが著作権侵害を行っていないにもかかわらず、海賊版サイトへのアクセスをブロックする義務を負うと法律上位置付けることは、日本の民事法上可能か。

- ・可能ではあるが、既存の日本法の中に類似の権利義務が存在しないため、どのような考え方に基礎づけることができるのかに関する検討が必要。
- ・例えば、プロバイダ責任制限法の発信者情報開示請求権は、非侵害者に私法上の義務を負わせている例であるが、一般義務化された民事訴訟法上の文書提出義務の基礎にある真実解明に協力する義務と共通する性質を有するものであり、これを実体法上の請求権として構成したものということができる。
権利者が匿名の者によるインターネット上の権利侵害に関して救済を受けるためには、被告を特定するために発信者の情報が必要である。民事訴訟法は真実解明のため、文書提出命令等によって当事者が相手方または訴外の第三者から情報を得る方法を定めており、民事訴訟を提起できれば、権利者は第三者であるプロバイダに対する文書提出命令等により、発信者の情報を得ることが可能となる。しかし、日本では、発信者不明のまま被告として民事訴訟を提起することはできないため、上記のような方法をとることができず、また立法当時は、訴え提起前の証拠収集手続も存しなかったことから、独立した実体法上の権利として発信者情報開示請求権を定めたものである。
- ・仮に日本法でサイトブロッキングを請求する権利を設ける場合、同様に何らかの基礎づけが必要である。現段階で考えられるものとしては、インターネット上の権利侵害については、侵害者に対して救済のエンフォースメント(執行)ができない場合があるため、法の実現を確保するため、権利侵害情報の流布を一定程度止めることができる立場にあるアクセスプロバイダに公序維持のための協力義務を負わせるという考え方である。どのように権利侵害に関する救済を実現するかという目的は本来的には公的なものであるが、インターネットにおけるアクセスプロバイダのもつ公共性にかんがみ、その職業倫理上の義務(obligation déontologique)としての協力義務を私法上の義務と構成して課すことも可能ではないか。
- ・なお、サイトブロッキングの検討全般に関わる問題として、アクセスプロバイダに義務を負わせることが他の分野にどのような効果を及ぼすかについては確認及び検討が必要。
- ・仮に今回著作権侵害のみがサイトブロッキングの対象となるとして、一旦制度ができれば、他の権利侵害情報に関してサイトブロッキングが検討される際に参照されることは避けられない。権利侵害全般に関する制度ではなく著作権のみに関する制度を設けることが妥当か否かという観点からも検討が必要であろう。

論点2

- サイトブロッキング請求権について、実体法上の権利として存在するが訴訟上でのみ行使できる権利、または裁判によって初めて形成される権利とするような制度設計は、どのような場合に採用されることが適当か。著作権侵害についてそのような制度設計を行うことは許容されるか。また、妥当か。

- ・論点1と同様、可能ではあるが既存の日本法の中には似た権利義務は存在しないため、どのような考え方に基礎づけることが出来るのかに関する検討が必要。
- ・例えば、民法上の詐害行為取消権や破産法上の否認権は、実体法上の権利として存在するものの、裁判上でのみ行使可能な権利である。その理由は権利行使の効果が他の債権者の利害に重大な影響を及ぼす点にあり、その点でサイトブロッキング請求権とは異なる。
また、ハーグ条約に基づく子の引き渡し請求や裁判離婚については、裁判所の判断が初めて権利が形成される例であるが、身分法上の権利義務であり、その点でやはりサイトブロッキング請求権とは異なる。
プロバイダ責任制限法の発信者情報開示請求権については、立法当時、上述のような権利の性質から、裁判上でのみ行使可能な権利とすることが検討されたものの、実体法上の権利と構成する以上、要件充足の判断が容易な場合にも裁判外での行使を否定する理由がないことから、最終的に裁判外でも行使可能な権利として規定されたという経緯がある。
- ・サイトブロッキング請求権を裁判上でのみ行使可能な権利、または裁判によって初めて形成される権利として位置付けるためには、何らかの意味において裁判所の判断が必要なものであるという理由づけが必要。
- ・その候補として現段階で考えられるものとしては、サイトブロッキングはサイト運営者のみならずインターネットユーザーの自由を広く制約するものであり、①通信の秘密の侵害に関する正当事由を与えるか否かに関する判断となること、②インターネットへのアクセスの自由という基本的な権利を制約するものであることから、司法判断が必要とするものである。
- ・なお、サイトブロッキングの検討に当たっては、波及効果を考慮した総合的な検討が必要。

※本メモは、知的財産戦略推進事務局が、東京大学森田宏樹教授に論点に関する現時点における御見解を伺った結果をメモにまとめたものである。

以上